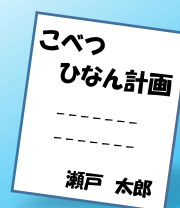


# 『個別避難計画』作成の手引き



瀬戸市

令和6年3月



この「手引き」は、上品野町モデル地区で個別避難計画の作成に取り組んだ経過を踏まえて作成した現時点での内容です。

今後、必要に応じて改定を行う予定です。



## はじめに

平成23年に発生した東日本大震災において、多くの要配慮者が犠牲となった教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成することが市町村の義務とされました。

しかし、令和元年台風19号など頻発する豪雨災害において、高齢者や障害者に被害が集中し、避難が適切に行われなかった事例等があったことから、令和3年5月に災害対策基本法が再び改正され、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者の心身の状況等に合わせた「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。

瀬戸市においても、土砂災害警戒区域や特別警戒区域が多い上品野町をモデル地区に選定し、令和5年5月から地域のご協力をいただきながら個別避難計画の作成に取り組み、支援を必要とする方々の命を守る対策を進めています。

発災時に「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成ですが、一方で、個別避難計画を作成するにあたり、「どこへ避難したら良いのかわからない」、「身近に避難支援をしてくれる人がいない」等の理由で、ご自身で作成することが困難な方も多く見受けられます。災害対策にあたっては「自助」・「共助」・「公助」の連携が大切なことはもちろんのこと、避難支援の実効性を高める「共助」なくしては、災害に対処することはできません。

本書は、個別避難計画の概要、計画の作成方法、作成した計画の活用方法等について記載したものです。

一人ひとりの実情に即した個別避難計画の作成を通して、日頃から、ご本人や家族も含めて、災害に備えた行動を考えていただき、災害時の避難支援等の実効性を高める一助となれば幸いです。



## 目次

### 1 災害時支援台帳・高齢者世帯票 (P. 3)

### 2 個別避難計画

(1) 個別避難計画とは? (P. 3)

(2) 個別避難計画作成の対象者 (P. 4)

(3) 計画作成の優先度が高い対象者について (P. 4)

(4) 個別避難計画って誰が作成するものなの? (P. 5)

(5) 個別避難計画に記載する事項 (P. 5)

(6) 個別避難計画の提出先について (P. 5)

(7) 個別避難計画の様式と記入例 (P. 6、7)

(8) 避難サポーターってなあに? (P. 8)

避難サポーターの役割・支援の流れについて (P. 8)

(9) 瀬戸市が発令する「避難情報」について (風水害時) (P. 8)

避難情報の警戒レベルと避難行動 (P. 9)

(10) 瀬戸市内のハザードマップについて (P. 10、11)

(11) 瀬戸市内の指定避難所兼緊急避難場所一覧 (P. 12)

(12) モデル地区 (上品野町) における避難サポーター確保の取組事例 (P. 13)

### 3 「災害時支援台帳・高齢者世帯票」又は「個別避難計画」の情報提供に関する重要事項

(1) 情報提供の目的 (P. 14)

(2) 個人情報の提供による支援のイメージ図 (P. 14)

### 4 Q & A (P. 15、16)



# 1 災害時支援台帳・高齢者世帯票

瀬戸市では、在宅で生活している高齢者や障害者など要配慮者を平常時から見守り、災害時に避難支援を行うため、次の作成対象に該当し、かつ、趣旨に同意を得られた方の「災害時支援台帳・高齢者世帯票」を作成しています。

※ 瀬戸市では、「災害時支援台帳・高齢者世帯票」を災害対策基本法で定める「避難行動要支援者名簿」とみなして平成27年度から運用しています。

災害時支援台帳・高齢者世帯票の作成対象（※対象者約1万5千人のうち、約1万人が作成）

- ① 75歳以上でひとり暮らしの方
- ② 75歳以上の高齢者のみ世帯の方
- ③ 介護保険の要介護認定区分3～5の方
- ④ 療育手帳A判定の方
- ⑤ 身体障害者手帳1～3級で視覚・聴覚・肢体不自由・じん臓機能障害の方
- ⑥ ①～⑤に準ずる方



上記の①～⑥の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「**避難行動要支援者**」と言い、避難行動要支援者は災害に備えて「個別避難計画」を作成する必要があります。

本手引きにおいて、「要支援者」と省略表記することがあります。

## 【概念図】

要配慮者（災害時支援台帳・高齢者世帯票作成者）  
（上記①～⑥に該当する方）

※広義での要配慮者は、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人なども含む

**避難行動要支援者**  
（要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、特に避難支援が必要な方）

令和元年台風第19号において、多くの高齢者や障害者が被害を受けた状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには「個別避難計画の作成」が有効であるとされ、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。  
（令和3年5月災害対策基本法改正）

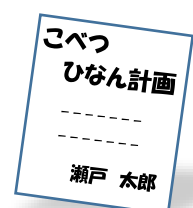


## 2 個別避難計画

### (1) 個別避難計画とは？

「避難行動要支援者」一人ひとりが事前に作成しておく避難計画です。

災害が発生した（または発生するおそれがある）時に、誰と一緒に避難するのか、避難先はどこにするのか、その他配慮事項は何か等事前に決めておくことで、実効性のある円滑な避難を実施するものです。



## (2) 個別避難計画作成の対象者

前ページ①～⑥に該当する方のうち、災害時に自ら避難することが困難で、他の人の避難支援が必要な方です。



## (3) 計画作成の優先度が高い対象者について

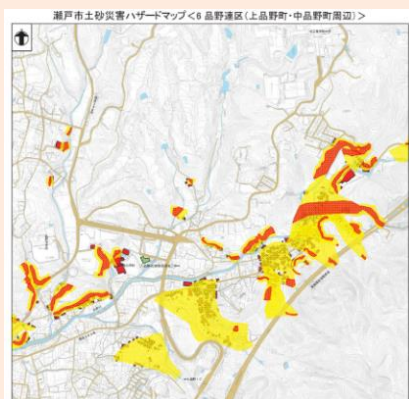
次の条件に該当する方については、いち早く個別避難計画を作成しましょう。

### 条件① 要介護度等が高い方（※1）、かつ、自宅が災害ハザード内にある方（※2）

- ※1… ・介護保険の要介護認定区分3～5 又は  
・療育手帳A判定 又は  
・身体障害者手帳1～3級で視覚、聴覚、肢体不自由、じん臓機能障害の方
- ※2… ・土砂災害特別警戒区域 又は  
・土砂災害警戒区域 又は  
・浸水想定3m以上の区域

★ 瀬戸市は、土砂災害特別警戒区域等の指定箇所数が多く、河川付近は洪水や浸水のリスクがあります。そのため、瀬戸市防災ガイドマップ、マップあいち等で自宅の位置を確認しましょう。（ハザードマップの詳細はP. 10を参考）

（条件①に該当する方には、順次、市から個別避難計画作成のお願いを進めます。）



### 条件② 対象者の心身の状況や生活環境等から判断し、福祉専門職等関係者から見て優先的に計画作成が必要と思われる方（ハザードの有無に関わらない）

★ 重度の障害や介護度が高い方、例えば人工呼吸器使用者等医療的ケアが必要な方、自力での判断や避難が困難で特別な支援が必要な方 など



日頃から対象者と関わりがある福祉専門職等関係者の方につきましては、優先度の高い対象者の把握及び個別避難計画の作成支援についてご協力をお願いします。

瀬戸市では、令和6年度から令和7年度までの2年間で、上記条件に該当する方を「計画作成の優先度が高い対象者」として設定し、個別避難計画作成に向けて取り組んでいきます。

#### (4) 個別避難計画は誰が作成するものなの？

次のような作成パターンが考えられます。

- ① 家族の協力を得て作成する。
- ② 日頃から関わりがある福祉専門職等関係者の協力を得て作成する。
- ③ 地域（近隣住民、自治会関係者、民生委員等）の支援者の協力を得て作成する。



※ 本人や家族だけでは計画作成が難しい場合も多くあります。本人と日頃から関わりがある福祉専門職や地域の協力を得て作成することが求められます。

作成方法については、個別避難計画の記入例（P. 6～）を参考に作成してください。

※ 市役所で作成についての相談を随時実施しております。お気軽にご相談ください。

#### (5) 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画には、次の項目について記載します。

- ① 対象者の基本情報（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、家族状況等）
- ② 緊急連絡先（緊急連絡先の氏名、関係、住所、電話番号）
- ③ 心身の状況（移動状況、介護認定区分、手帳の有無、医療的ケアの状況）
- ④ 避難時に配慮が必要な事項（避難支援等を必要とする理由）
- ⑤ **避難サポーター**（安否確認や避難を手伝ってくれる身近な人 2名）
- ⑥ **住宅・ハザード状況**（ハザードマップで自宅が危険区域内にあるか確認）
- ⑦ 避難先（風水害時の避難先、地震時の避難先を記入）
- ⑧ 自宅から避難先までの経路
- ⑨ その他特記事項
- ⑩ 個人情報の提供に関する同意欄

（⇒詳細は、「(7) 個別避難計画の様式と記入例」 P. 6、7を参照）

#### (6) 個別避難計画の提出先について

計画を作成したら、計画原本を高齢者福祉課までご提出ください。

提出先：〒489-8701 瀬戸市追分町64-1  
瀬戸市役所 高齢者福祉課



- ◎ **計画の写しの自宅での保管及び支援者との共有について(お願い)**

計画の写しをご自宅で保管し、計画内容を避難サポーターや親族等と情報共有し、災害が発生したり近づいたりした場合に計画に基づく避難行動・支援ができるようにしましょう。

(7) 個別避難計画の様式と記入例

表

瀬戸市個別避難計画 (記入例)

作成(更新)日 令和 5年 8月 12日

計画確認月	毎年11月(変更がある時は随時)
-------	------------------

※ 瀬戸市総合防災訓練にあわせて計画の確認をしましょう。

計画作成者	瀬戸 花子
本人との関係	親族(妹)

◎基本情報 (各項目に必要事項を記入し、該当項目にチェック☑、または○をつけてください。)

ふりがな	せと たろう	生年月日	T ○ S ・ H ・ R	年齢	76 才
氏名	瀬戸 太郎		22 年 4 月 1 日	性別	○ 男 ・ 女
住所	瀬戸市上品野町○○番地1			連区	品野
電話	0561-88-0000	「瀬戸市安全安心情報メール」の登録状況 	<input checked="" type="checkbox"/>	登録済	
	090-0000-0000		(※市から避難情報を配信するサービス)	<input type="checkbox"/>	未登録
家族状況	<input checked="" type="checkbox"/> 一人暮らし	<input type="checkbox"/> 同居(続柄等を記入):			

◎緊急連絡先(家族、親族等)

氏名	瀬戸 花子	関係	親族(妹)	電話	0000-00-0000
住所	瀬戸市上品野町△△番地			電話	090-0000-0000

◎心身の状況 (該当項目にチェック、または○をつけ、必要に応じて「その他」にご記入ください。)

① 移動	<input type="checkbox"/> 自力歩行	<input checked="" type="checkbox"/> 杖・歩行器	<input checked="" type="checkbox"/> 車イス	その他:	室内での移動は何とかできるが、単独外出は困難。	
② 介護認定区分	要支援 1・2	要介護 1・2	○ 3	4・5	③ 療育手帳 A・B・C	
④ 身体障害者手帳	1・2 ○ 3 級 障害名等: 身体障害 (右半身麻痺あり)					
⑤ 医療的ケア (使用している医療機器など)	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引	<input type="checkbox"/> 経管栄養	<input type="checkbox"/> 気管切開	<input type="checkbox"/> 酸素療法	<input type="checkbox"/> 胃ろう
	<input checked="" type="checkbox"/> その他: 紙おむつ、血圧の薬あり					

◎避難時に配慮が必要な事項(避難支援等を必要とする理由)

<input checked="" type="checkbox"/>	自力による移動が難しい	<input checked="" type="checkbox"/>	日中・夜間 は一人であるため、避難ができない。
<input type="checkbox"/>	目が見えない(見にくい)	その他(具体的に記入してください。)	
<input checked="" type="checkbox"/>	耳が聞こえない(聞き取りにくい)	日中は訪問介護サービスを使いながら生活している。一人で避難行動が難しいため、支援が欲しい。	
<input type="checkbox"/>	言葉や文字の理解が難しい		

◎避難サポーター(災害発生時に安否確認や避難先までの避難を手伝ってくれる人)

※ 市内に住む親族や近所の人、地域の協力者など身近な人を想定しています。その方の同意を得たうえでご記入ください。

① 氏名	瀬戸 花子	関係	親族(妹)	電話	090-0000-0000
住所	瀬戸市上品野町△△番地				
② 氏名	防災 大介	関係	隣人	電話	090-0000-0000
住所	瀬戸市上品野町○○番地2				

◎住宅・ハザード情報 (住宅情報等についてご記入ください。市のハザードマップで自宅が危険区域内にあるか確認してください。)

住宅情報	建物	戸建・集合住宅	その他:
	建築時期	昭和61年3月頃・不明 (おおよその時期でも構いません。)	
	(参考) 昭和56年5月以前着工の建物は建物倒壊危険度が高く、過去の大規模地震でも被害が多くみられる。		
	ペット	いない	いる ( ) 隣人との関わり <span style="border: 1px solid red;">あり</span> なし
土砂災害	<input checked="" type="checkbox"/> 特別警戒区域内 <input type="checkbox"/>	警戒区域内	水害 <input type="checkbox"/> 洪水や浸水のリスク

◎災害時の避難先 (避難先は、瀬戸市の指定避難所、在宅避難、親戚・知人宅等も含めて検討し、ご記入ください。)

風水害時	品野台地域交流センター	地震時	品野台小学校
------	-------------	-----	--------

※瀬戸市では、風水害時は市内の公民館・地域交流センター、地震時は小・中学校が指定避難所となっています。

※「在宅避難」とは、災害時に自宅が倒壊や浸水、土砂崩れ等の危険がない(安全が確保されている)場合に、避難所に避難せず、自宅にとどまることをいいます。

◎避難先までの経路 (自宅から避難先までの経路をご記入ください)

風水害時	移動時間	2分	移動手段	車	地震時	移動時間	15分	移動手段	車イス
									
経路については、インターネットから地図を貼り付けたり、手書きで記載する、文章で書くなど記載方法は問いません。									

◎その他特記事項、伝えておきたいこと (自由記述)

- ・持病の薬があるため、避難時には一緒に持っていきます。
- ・〇〇訪問介護を週に3回(月・水・金)利用
- ・担当CM 〇〇居宅介護支援事業所 加藤氏(0561-〇△-□□□□)
- ・車イスは1階リビングに置いてあります。

この欄には、必要だと思ふことがあれば何でも自由にご記入ください。

◎同意欄

私は、本計画の内容について、災害時の安否確認や避難支援、災害時に備えた平常時の見守り活動等のため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者(市の関係部署、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、本人自身が支援者として指定した者)及び医療・介護ネットワーク「瀬戸旭もーやっこネットワーク」を利用した災害時支援システムに平常時から情報提供されることに同意します。また、避難サポーターは、自らが可能な範囲において私の支援を行うものであり、支援について法的な義務や責任は負わないことについて承諾しました。

本人署名 瀬戸 太郎

本人が署名できない場合又は未成年の場合は、下記に代理の方の署名をお願いします。

代理人署名

本人との関係



## ⑧ 避難サポーターってなあに？

災害発生時に避難行動要支援者本人の安否確認や避難先までの避難を手伝ってくれる身近な人のことを、瀬戸市では「避難サポーター」と呼んでいます。

近隣に住む近所の方や、市内に住む親族など身近な方にサポートをお願いしましょう。



◎避難サポーター **避難サポーターは2名確保することが望ましいです。**

※ 市内に住む親族や近所の人、地域の協力者など身近な人を想定しています。その方の同意を得たうえでご記入ください。

① 氏名	瀬戸 花子	関係	親族(妹)	電話	090-0000-0000
住所	瀬戸市上品野町△△番地				
② 氏名	防災 大介	関係	隣人	電話	090-0000-0000
住所	瀬戸市上品野町〇〇番地2				

避難サポーター



## ◎ 避難サポーターの役割・支援の流れについて

避難サポーター協力者の方へ

災害時または災害のおそれがある場合、避難サポーター本人とその家族の安全を確保したうえで、要支援者の避難支援にあたっていただきます。また、避難誘導については要支援者それぞれの特性を理解した上で支援しましょう。

### 災害発生時（災害発生のおそれがある時）



#### ① 安否の確認、情報伝達

大雨や台風、地震など災害発生時には、電話や訪問により要支援者の安否を確認しましょう。また、瀬戸市が発令する避難情報や周囲の状況など必要な情報を要支援者に伝えましょう。

#### ② 避難所等への避難誘導

災害発生のおそれがある時は、早めの避難が大原則です。瀬戸市から「避難情報（高齢者等避難「レベル3」以上）」が発令されたら、避難サポーターは要支援者と連絡を取り合い、個別避難計画に記載された避難先まで避難しましょう。

災害時や緊急時は、危険を避けながら安全に避難しましょう。



## ⑨ 瀬戸市が発令する「避難情報」について（風水害時）

災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したときに、その危険から生命や身体を守るために、テレビ、ラジオ、市ホームページ、安全安心情報メール・LINE等で「避難情報」を発令します。

避難情報の警戒レベルは、

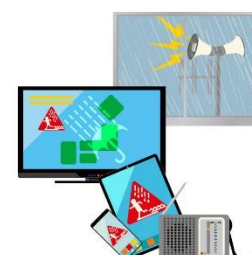
**レベル3 「高齢者等避難」**（危険な場所から高齢者等は早めの避難）

**レベル4 「避難指示」**（危険な場所にいる人は全員避難）

**レベル5 「緊急安全確保」**（災害発生又は切迫、直ちに安全確保!）があります。


避難情報を正しく理解しましょう。

（次のページの表を参考にしてください。）



# 避難情報の警戒レベルと避難行動

警戒レベルは、災害のおそれの高まりに応じて5段階が設定されています。市や気象庁から発表される5段階の警戒レベルや避難情報の意味を正しく理解して、速やかに避難できるようにしましょう。


警戒レベル 【 避難情報 】	状況	住民がとるべき行動	気象庁等の情報
警戒レベル <b>5</b> 緊急安全確保	災害発生又は切迫 	<b>命の危険 直ちに安全確保</b> その場でできる「命を守るための最善の行動」をとってください！	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報</li> <li>・氾濫発生情報</li> </ul>
警戒レベル <b>4</b> 避難指示	災害のおそれ高い 	<b>危険な場所から 全員避難</b> 危険な場所にいる人は全員避難してください！	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・氾濫危険情報</li> </ul>
警戒レベル <b>3</b> 高齢者等避難	災害のおそれあり 	<b>危険な場所から 高齢者等は避難</b> 危険な場所にいる高齢者や障害者、支援者等は、避難を開始 ほかの人は避難の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・大雨警報</li> <li>・洪水警報</li> </ul>
警戒レベル <b>2</b>	気象状況悪化 	避難に備え、自らの避難行動を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報</li> </ul>
警戒レベル <b>1</b>	今後気象状況悪化のおそれ 	気象情報などに注意し、災害への心構えを高める	


(10) 瀬戸市内のハザードマップについて

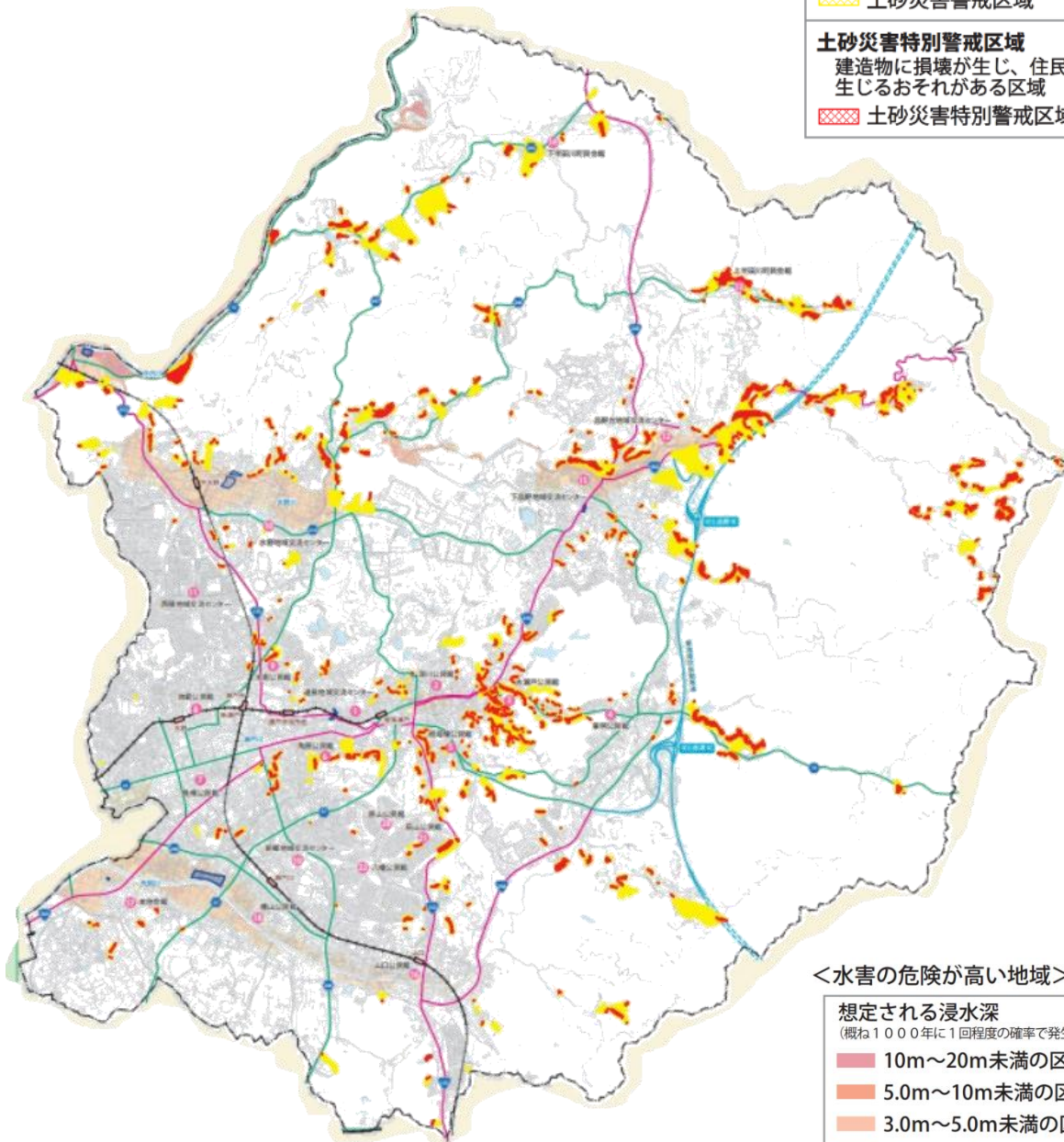
ハザードマップは、風水害や地震などの災害が発生したときに想定される様々な被害の範囲や程度、避難場所や避難所などを示した地図です。市のホームページや危機管理課窓口で入手可能ですので、ご自宅の被害想定をご確認ください。

① 土砂災害・洪水ハザードマップ

<土砂災害の危険が高い地域>

**土砂災害警戒区域**  
土砂災害のおそれがある区域  
 土砂災害警戒区域

**土砂災害特別警戒区域**  
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域  
 土砂災害特別警戒区域



瀬戸市防災ガイドマップ  
(土砂災害・洪水をまとめたマップ)



土砂災害ハザードマップ  
(連区別で詳しいマップが確認できます)



洪水ハザードマップ  
(河川別で詳しいマップが確認できます)

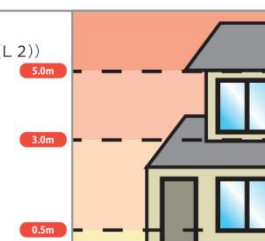


<水害の危険が高い地域>

想定される浸水深  
(概ね1000年に1回程度の確率で発生する規模(L2))

-  10m~20m未満の区域
-  5.0m~10m未満の区域
-  3.0m~5.0m未満の区域
-  0.5m~3.0m未満の区域
-  0.5m未満の区域

 東海豪雨(2000年9月)で浸水した地域



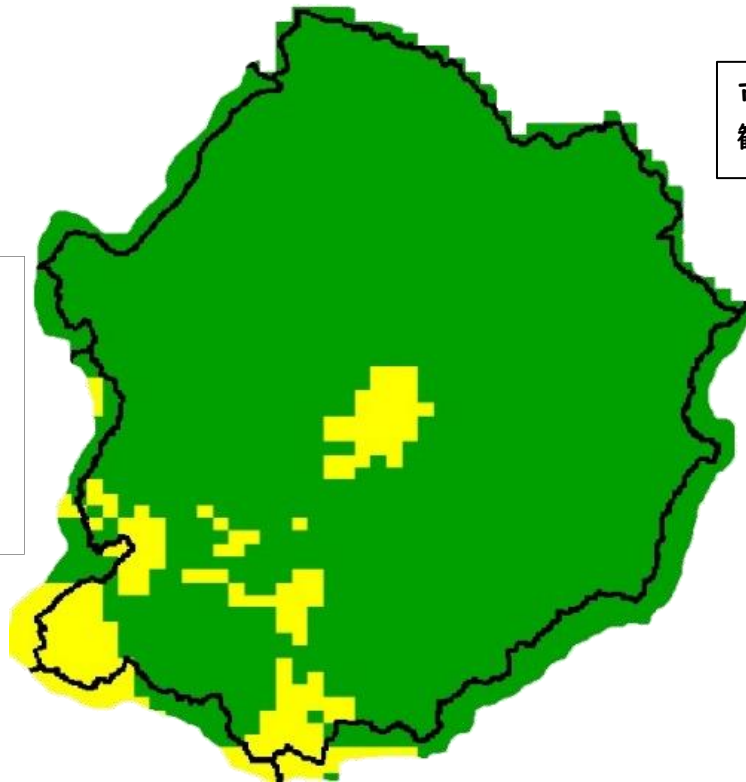
※ 土砂災害警戒・特別警戒区域は令和3年8月31日までに告示されたものです。  
最新の情報はマップあいち(愛知県ホームページの土砂災害情報)をご覧ください。  
【提供元: 国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所・愛知県建設局河川課】

マップあいち



## ② 地震ハザードマップ

### ◎ 南海トラフ地震における瀬戸市の震度予想図



震度  
 7  
 6強  
 6弱  
 5強  
 5弱  
 4  
 3以下

市内の大半が震度5強で、一部エリアで6弱が観測される見込みです。

### 愛知県 防災学習システム

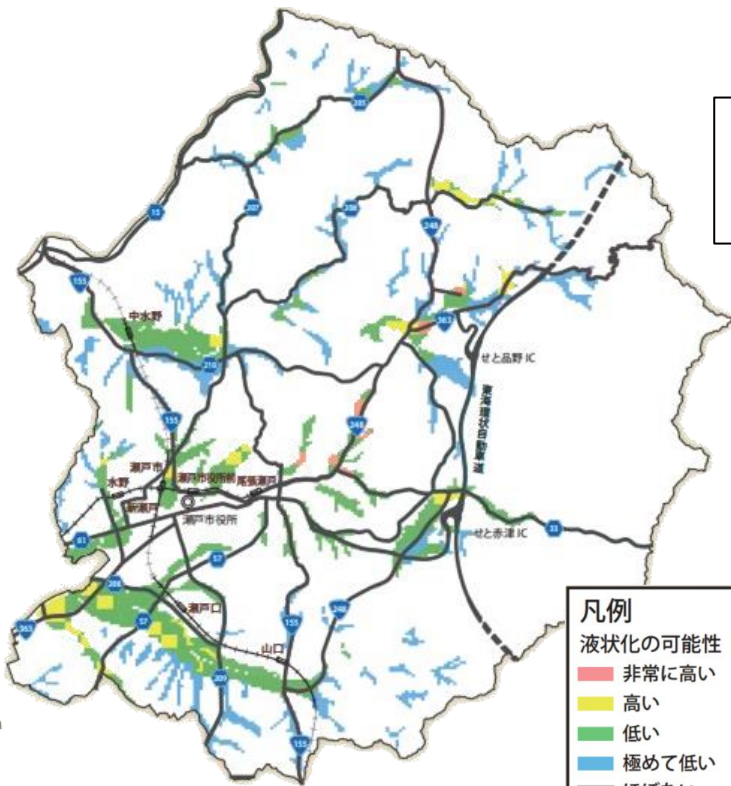
震度予想図や液状化危険度図を住所検索することができます。



瀬戸市防災ガイドマップ  
 (左記のマップに加え、  
 避難所一覧や建物倒壊  
 危険度図など掲載)



### ◎ 南海トラフ地震における瀬戸市の液状化危険度図



凡例  
 液状化の可能性  
 非常に高い  
 高い  
 低い  
 極めて低い  
 ほぼない

液状化現象とは、地震が発生した際に地盤が液体状になる現象のことです。埋立地やもともと沼や池であった土地は液状化が起こりやすいといえます。



出典：(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」平成19年(2007年)能登半島地震 輪島市門前総合支所敷地の被害と液状化の跡

## (II) 瀬戸市内の指定避難所兼緊急避難場所一覧

瀬戸市では、風水害時の指定避難所は市内の公民館・地域交流センター、地震時の指定避難所は小・中学校の体育館となっています。自宅から近い避難所を一覧で確認しましょう。



避難所

### 風水害時の指定避難所(台風、大雨、集中豪雨など)

番号	施設名	所在地	番号	施設名	所在地
1	道泉地域交流センター	道泉町53-5	12	品野台地域交流センター	上品野町1211
2	深川公民館	宮脇町53	13	上半田川町民会館	上半田川町362-1
3	古瀬戸公民館	西拝戸町16-10	14	下半田川町民会館	下半田川町842
4	東明公民館	西拝戸町16-3	15	下品野地域交流センター	品野町6丁目116
5	祖母懐公民館	上ノ切町43	16	山口公民館	田中町108
6	陶原公民館	熊野町98	17	本地会館	駒前町20-1
7	長根公民館	城屋敷町22	18	幡山公民館	幡山町71
8	效範公民館	北山町39	19	新郷地域交流センター	東赤重町1丁目100
9	水南公民館	東松山町154	20	原山公民館	原山台8丁目163
10	水野地域交流センター	中水野町1丁目150	21	萩山公民館	萩山台4丁目2-2
11	西陵地域交流センター	はぎの台1丁目1	22	八幡公民館	八幡台1丁目145-2

### 地震時の指定避難所(市内で震度5弱の地震を観測した場合など)

番号	施設名	所在地	番号	施設名	所在地
1	旧道泉小学校	道泉町44	15	西陵小学校	すみれ台1丁目77
2	瀬戸SOLAN小学校	道泉町76-1	16	南山中学校	ひまわり台5丁目1
3	旧深川小学校	宮脇町53	17	品野台小学校	上品野町1234
4	旧古瀬戸小学校	古瀬戸町70	18	掛川小学校	下半田川町592-41
5	旧東明小学校	東明町50	19	品野中学校	広之田町2-5
6	にじの丘学園	中山町1-57	20	下品野小学校	品野町6丁目223
7	陶原小学校	原山町1-3	21	幡山東小学校	八幡町455
8	水無瀬中学校	原山町1	22	幡山西小学校	幡西町203
9	長根小学校	東長根町166	23	幡山中学校	幡中町106
10	效範小学校	效範町1丁目1	24	原山小学校	原山台3丁目98
11	東山小学校	東山町71	25	萩山小学校	萩山台2丁目22
12	水南小学校	東松山町154	26	光陵中学校	萩山台9丁目244
13	水野小学校	小田妻町2丁目22	27	八幡小学校	八幡台3丁目1
14	水野中学校	日の出町34			

※ 避難時には、非常持出袋（食料や飲み物、日用品、常備薬等）を自宅から持っていきましょう。

※ 災害時に自宅が倒壊や浸水、土砂崩れ等の危険がない（安全が確保されている）場合、避難する必要はありません。在宅避難を検討しましょう。また、在宅避難をするために、災害時の生活に必要な備蓄品を日頃から備えておくなど対策を講じましょう。

※ 指定避難所以外にも避難できる場所を探しておきましょう。親戚や知人宅など、多様な避難が求められます。



## (12) モデル地区（上品野町）における避難サポーター確保の取組事例

令和5年度に、瀬戸市内で土砂災害や水害のリスクが高い上品野町をモデル地区として選定し、個別避難計画作成や避難サポーター確保の取組みを行いました。

上品野町自治会、民生委員、自主防災リーダー、市職員等の参加により、個別避難計画作成推進のための地区連絡会を発足しました。

対象者（要支援者）からは「避難サポーターを頼める人が身近にいない、自分からは頼みづらい」といった声もあり、避難サポーター確保の難しさが大きな課題としてありました。

そこで、自治会を中心として、各町内会組長、自主防災リーダー等の協力により、地域住民に声掛けを実施、避難サポーターとして協力して下さる方を上品野町在住の隣近所の方の中から探し、24名（上品野町自治会19名、自主防災リーダー5名）の避難サポーター協力者を確保することができました。

避難サポーターを頼める人がいない  
どうすれば…



(品野連区・上品野町での地区連絡会議の様子)

令和5年5月30日に第1回地区連絡会を開催し、以後定期的に個別避難計画作成する上での課題や方法等の情報共有や議論を進めてきました。

(連絡会の構成メンバー)

自治会関係者、自主防災リーダー、地域力防災グループ、民生委員、市役所（危機管理課、高齢者福祉課）



(令和5年8月12日 個別避難計画作成説明会)

品野台地域交流センター めくも里にて

避難サポーターと要支援者が「日頃から顔の見える関係作り」を行っておくことがとても大切です。

先進的な取組みを行っている他の自治体では、個別避難計画に基づく避難訓練や計画の見直しを定期的に行っています。

瀬戸市危機管理課  
個別避難計画担当  
課長補佐 渡邊



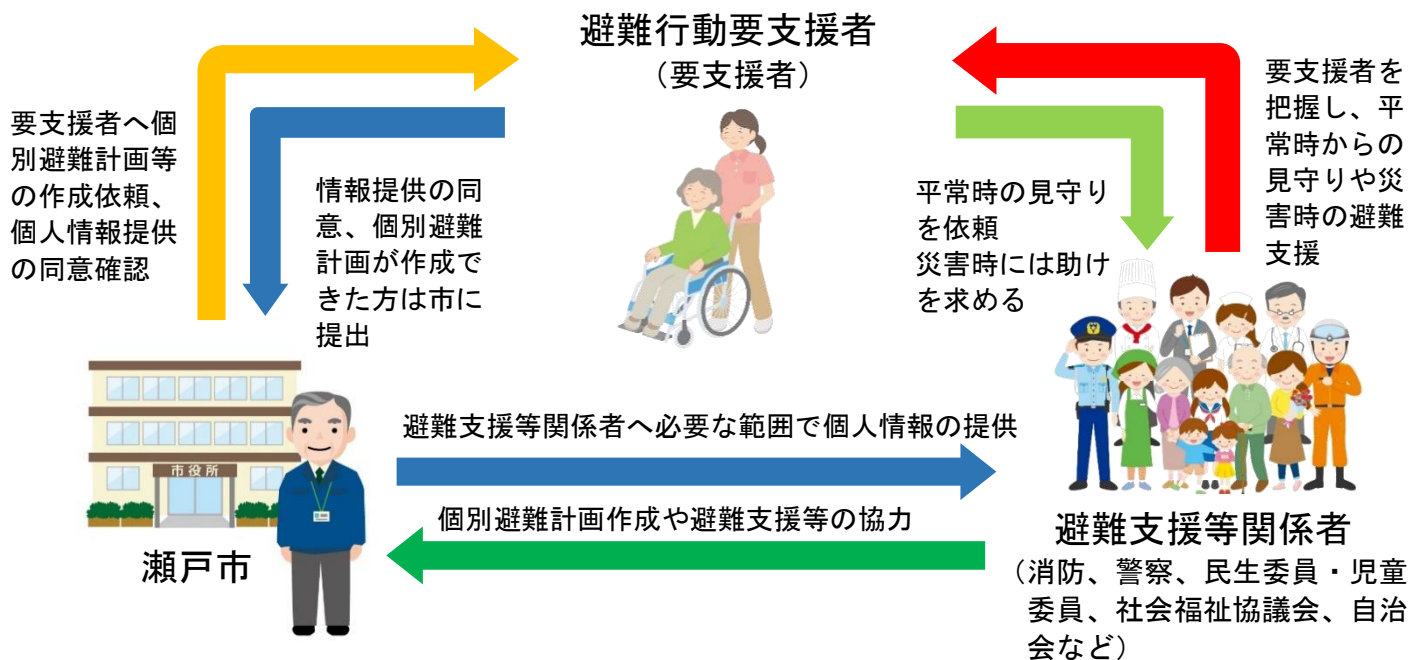
### 3 「災害時支援台帳・高齢者世帯票」又は「個別避難計画」の情報提供に関する重要事項

#### (1) 情報提供の目的

災害時の安否確認や避難支援、災害時に備えた平常時の見守り活動等のため、「災害時支援台帳・高齢者世帯票」又は「個別避難計画」に記載された個人情報を、次の『避難支援等関係者』に情報提供します。（情報提供は本人の同意に基づき行います）

提供先の避難支援等関係者	提供する個人情報の範囲	提供するタイミング
民生委員・児童委員 瀬戸旭もーやっこネットワークを利用した災害時支援システム	災害時支援台帳・高齢者世帯票 又は 個別避難計画 の全ての情報	平常時から提供
消 防	① 氏名 ② 生年月日 ③ 住所 ④ 連絡先  (※ その他市長が必要と認める情報)	左記機関の長から個人情報提供の申請があった場合に、その目的や内容を精査し、提供
警 察		
社会福祉協議会		
自治会		
本人自身が支援者として指定した者		

#### (2) 個人情報の提供による支援のイメージ図





**Q1 避難サポーターの義務や責務について教えてください。「災害時、助けることができなかつたら」と考えると不安で荷が重いです。**

避難サポーターは、あくまでも善意と地域の支えあいの精神に基づき行うものであり、要支援者の避難誘導等に関して、その責任を負うものではありません。災害発生時にはご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲で避難サポートをお願いします。

要支援者と避難サポーターの双方が了解の上、個別避難計画を立てていく必要があります。

**Q2 「避難情報」はどのように伝えられるか教えてください。また、避難するタイミングについても教えてください。**

災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したときに、その危険から生命や身体を守るために、「避難情報」を発令します。伝達手段は、テレビ、ラジオ、市ホームページ、安全安心情報メール・LINE等により伝えられます。

例えば、瀬戸市内に「大雨警報」が発表され、警戒レベル3「高齢者等避難」を瀬戸市が発令する場合、次のような内容で避難行動を呼びかけます。

瀬戸市からの避難情報です。

○時○分、瀬戸市に大雨警報（土砂災害警戒、浸水警戒）が発表されました。

○○地区、○○地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令します。

対象地区においては土砂災害や浸水害が発生するおそれがあります。

高齢者や障害のある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに速やかに避難してください。

また、○時○分に風水害時の避難所を一部開設します。

開設される避難所は、○○公民館、○○地域交流センターです。

避難するタイミングについては、P. 9「避難情報の警戒レベルと避難行動」を参考に、早めの避難を心がけましょう。

**Q3 要支援者の支援は、行政がやるべき仕事ではないですか？**

要支援者に限らず、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することは市の責務です。しかし、過去の大規模災害から「公助」（行政による支援）には限界があることが明らかになりました。

瀬戸市としてできる限りの体制を整えていますが、行政がすぐに助けることができるとは限りません。災害から身を守るためには、自分の身は自分で守る「自助」はもちろんのこと、近所の人等と助け合う「共助」がとても大切です。地域の皆様方には、「共助」による要支援者の支援についてご協力をお願いします。



#### Q 4 避難サポーターはどのような人に頼めば良いですか？

災害時に安否確認や避難支援等を行っていただく必要があるため、緊急時に早く駆け付けられる近隣に住む近所の方や、市内に住む親族など身近な方にサポートをお願いしましょう。

#### Q 5 個別避難計画はいつまでに作成しなければならないのですか？

内閣府の個別避難計画作成の取組指針では、「個別避難計画は、優先度が高い要支援者から作成することが適当であり、優先度が高いと市が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、災害対策基本法改正法施行後（令和3年5月）から概ね5年程度で取り組むこと」とされています。

（瀬戸市の優先度については、本手引きのP. 5に記載）

瀬戸市が設定した優先度に該当しない方は、いつまでにという作成期限はありませんが、計画を作成する必要性はあるため、計画作成及び市への計画提出をお願いします。

#### Q 6 要支援者本人が計画の作成を望まない場合は、どのようにすればよいですか？

個別避難計画の作成は、災害対策基本法において、本人の同意を要件としているため、計画作成について拒否された場合は作成できません。

#### Q 7 個人情報を守られますか？

災害対策基本法に秘密保持義務が定められており、個別避難計画情報の提供を受けた者は要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。市から避難支援等関係者に個人情報の提供を行う際には、計画等情報に係る秘密保持義務が徹底されるよう説明・指導します。

#### Q 8 市から提供された個別避難計画等の情報は自治会の役員会等で共有しても良いのですか？

避難支援等関係者（民生委員・児童委員、消防、警察、社会福祉協議会、自治会）に対して平常時から地域での支援を受けるために情報提供することに同意いただいているため、地域で避難行動要支援者の支援を考えるための会議や自主防災活動において情報を共有する必要性があれば可能です。ただし、必要最小限の個人情報の使用とし、目的外利用や個人情報の漏洩がないよう十分に気をつけていただくよう注意喚起をお願いします。

#### Q 9 個別避難計画の更新について

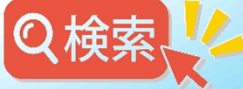
個別避難計画をより実効性のあるものにするためには、定期的に計画の見直しをする必要があります。そのため、概ね年に1回程度の頻度での計画の点検と更新をお願いしたいと考えています。要支援者本人の心身の状態や生活環境、避難サポーター等に変化があった場合は、該当箇所を修正し、市に提出をお願いします。



出典：(一財) 消防防災科学センター「災害写真データベース」  
令和5年6月29日からの大雨 佐賀県唐津市 土砂崩れによる人家被害

「個別避難計画」に関する内容は、下記までお問合せください。  
また、本手引書をはじめ、個別避難計画の様式等については、  
ホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。

瀬戸市 個別避難計画



《お問合せ》

- ① 危機管理課 危機管理係 (計画作成に関するアドバイス、ハザードや避難所)  
TEL:0561-88-2600
- ② 高齢者福祉課 地域支援係 (計画の提出・管理)  
TEL:0561-88-2626

